



## 第8章

### 計画の推進体制

## 1 推進体制の基本原則

生物多様性に関わる課題は、特定の一つの要因によって生じているわけではなく、複雑で複合的な要因によってもたらされていることが多く見られます。前述した「戦略の実施に当たっての留意点」の「様々な主体が連携して取り組む視点」で示したとおり、こうした課題に対しても、役割分担を明確にして個々に取り組むよりも、みんなと一緒に取り組むほうが、より大きな成果を得ることができます。

このため、国、県、市町村、研究者、企業・事業者、NPO・民間団体、県民がそれぞれの得意な「役割（個性）」を生かしながら、それぞれの取組を相互に情報交換するなどして「連携（つながり）」を強化し、協働により取り組んでいくこととします。

## 2 関係主体に期待される役割

生物多様性に関わる施策は、多くの主体が協働して取り組んでいく上で、各主体が担うことが期待される役割を提示します。

### （1）県民

一人ひとりの県民こそが、生物多様性の損失を止め、反転させるための中心的な役割を担う存在であり、生物多様性が日々の暮らしと密接に関わっていることを常に認識し、生物多様性に配慮した持続可能なライフスタイルに変換していくことが重要です。このため、積極的に自然とふれあい・体験し、生物多様性や環境文化など、地域固有の人と自然との関わりについて理解を深め、その上で、主体的な取組を担うこととなります。特に里地里山等の人と自然の関わりによって維持されている自然環境においては、地域コミュニティによる活動の継続や拡大に取り組んでいくことが重要です。

- ① 身近な自然の姿に关心を寄せ、30年前、50年前と、現在の自然と人間の関わり方がどのように変化したかについて、知るよう努めます。
- ② 自然観察会、エコツアーや、営農体験、アウトドア活動などへの参加を通じて、自然体験の機会を増やします。
- ③ 生物多様性に係る講演会、学習や地域の自然環境保全活動に積極的に参加します。
- ④ 外来種やペットの野外への放棄をしないよう努めます。
- ⑤ 県や市町村等が実施する生物多様性保全施策に協力します。
- ⑥ 地産地消に努め、地域の伝統野菜や伝統食の消費に努めます。
- ⑦ 自然にやさしい方法で生産された商品を選択して購入します。

## (2) N P O ・ 民間団体

県民や事業者など、多くの主体によって組織されており、自然体験プログラムの提供、里山の保全管理や市民参加型の調査モニタリングなど、地域に密着した活動を展開しており、大きな役割を果たしています。また、本戦略の各基本方針の実施に当たって、推進の原動力となります。これらの団体は、協働による取組の中核をなす存在として地域と県、国などの行政とをつなぐコーディネーターとしての役割が期待されています。

- ① 自然観察活動、里山の保全活動や市民参加型の調査モニタリングなど、生物多様性保全のための地域活動を推進します。
- ② 生物多様性保全に関する各種行事、講習会や講演会等の開催のほか、生物多様性保全に取り組む他の主体と連携・協力します。
- ③ 専門性や地域性などの特徴を生かした、生物多様性保全活動の企画、実施、普及啓発を行います。
- ④ 専門性等を生かし、事業者や行政の活動に対する提言を行います。

## (3) 企業・事業者

企業・事業者は、事業活動において何らかの形で自然資本を利用して商品・サービスを提供する一方で、土地利用の変化などにより生物多様性に負荷をかけています。事業活動が生物多様性に支えられていることを認識し、生物多様性の保全と持続可能な利用を事業活動の前提条件とすることで、生物多様性に対して大きく貢献できる存在です。また、生物多様性の保全等を事業活動に組み込むこと、企業・事業者としての得意分野を生かした生物多様性保全活動の自主的・積極的な推進や、生物多様性分野での社会貢献活動を進めることができます。

- ① 製品等の原料調達、生産、流通、消費や廃棄等の事業活動において、生物多様性に対する影響を考慮した製品の開発、消費者への情報提供を行います。
- ② 金融機関では、E S G投融資を通じて生物多様性保全へ貢献します。
- ③ 企業の社会的責任（C S R）等に基づく社会貢献活動として、従業員一人ひとりの生物多様性保全活動への参加を奨励したり、自然共生サイトの認定・管理を含めた生物多様性保全活動への取組の実施や地域のN P O等への支援を行います。

#### (4) 研究者などの専門家

大学など試験研究機関の専門家は、生物多様性や環境文化について科学的に研究し、その記録や分析を専門的に行える主体です。県内での研究活動を一層進めるとともに、得られた成果は地域や企業活動に還元し、地域づくりに貢献することができます。

- ① 地域のニーズに応じた研究活動を実施します。
- ② 地域住民に対する研究成果の還元のための報告会を開催します。
- ③ 生物多様性に関する知識の普及、人材の育成、生物多様性に関する情報の収集・発信等を行います。
- ④ 地域の団体等による調査・研究活動を支援します。

#### (5) 市町村

住民に最も身近な行政機関であり、地域の特徴を一番熟知している存在です。地域の自然的・社会的諸条件を考慮して、各主体が行おうとする取組の方向性を提示し、各主体の自主的・積極的な活動を促進・支援することができます。

- ① 生物多様性地域戦略、エコツーリズム推進全体構想等、生物多様性の保全に資す計画を策定します。
- ② 各種計画の策定に際しては、野生生物の生息・生育環境の確保など、生物多様性に配慮した計画づくりを行います。
- ③ 無秩序な開発を防止し、自然とのつながりを取り戻すため、土地利用等に関する計画において生物多様性の保全を明確に位置付けます。
- ④ 各種事業の実施に際しては、必要に応じて、環境影響評価を実施し、生態系に配慮した環境への負荷の少ない工法、技術の開発・採用を行います。
- ⑤ 事業者や住民、民間団体の生物多様性保全活動を促進するための環境教育・環境学習の推進、民間活動の支援及び情報の提供を行います。

## (6) 県

各主体と連携・協働し、地域特性に配慮した生物多様性施策を総合的かつ計画的に促進する役割を持っています。県内の各主体による取組の方向性や役割分担等を提示するとともに、協働による活動の基盤づくりに努め、各主体の自主的・積極的な活動を促進します。また、自らも、率先して生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組みます。さらに、生物多様性の保全と持続可能な利用でつながりのある隣県等と広域的な連携を行います。

- ① 生物多様性鹿児島県戦略の実行を通じて、県民、団体、企業・事業者などに働きかけ、生物多様性について広く浸透するための取組を行います。
- ② 重要な生態系の保全・再生、有害鳥獣対策、外来種対策等について指針を作成し、市町村や各主体による取組の方向性を示すとともに、重要な課題については率先して取り組みます。
- ③ 鹿児島の生物多様性の置かれた状況を評価し、必要な対策の実施について、関係者に助言・要請します。
- ④ 各種計画の策定に際しては、野生生物の生息・生育環境の確保など、環境に配慮した計画づくりに努めます。
- ⑤ 各種事業の実施に際しては、必要に応じ、環境影響評価を実施し、生態系に配慮した環境への負荷の少ない工法、技術の開発・採用に努めます。
- ⑥ 市町村、事業者、県民や民間団体等の生物多様性活動を促進するため、環境教育・環境学習の推進、自然環境データの共有など、情報の提供に努めます。また、市町村や民間企業等による生物多様性戦略等の策定について積極的に技術的な支援を行います。

## (7) 国（出先機関）

国はその保全管理に責任を負う保護地域や野生生物について、地域との合意形成に努め、積極的な取組を行うことが必要です。また、国が行う各種施策が、地域の生物多様性に負の影響を及ぼすことのないように十分な注意を払うことが必要です。

### 3 戦略の進行管理

この戦略の推進のために、「生物多様性鹿児島県戦略推進会議」を設置し、戦略に基づく施策実施にあたっての調整や、戦略の進捗状況の把握と評価、戦略の見直し等に取り組むものとします。

#### (1) 進捗状況の把握と評価

この戦略の着実な実行を確保するため、戦略の各施策について1年ごとに進捗状況を点検し、その結果を公表します。

#### (2) 計画の見直し

この本戦略は、2024（令和6）年度から2033（令和15）年度までの10年間の計画であり、策定5年後には中間評価と必要な改定を行うとともに、10年後には、自然的・社会的な状況の変化を踏まえ、本計画の全面的な見直しを行うものとします。

#### (3) 数値目標

行動計画において掲載した数値目標については、別表のとおり一覧表に整理しました。

なお、生物多様性や自然環境については、数値での指標化が難しい事項が多く、下記の指標だけでなく、総合的に評価していくことが大切であることに留意する必要があります。

別表 数値目標一覧

	指標項目	現状値	目標値	基本方針	取組種別
1	「生物多様性」という言葉の県民の認知度（意味を知っている・聞いたことがある）	80% (2022年)	90% (2033年)	1	主な取組
2	生物多様性地域戦略等の生物多様性の保全に資する計画を策定している市町村の数	21% (2022年)	50%以上 (2033年)	1	主な取組
3	自然体験活動を実施している学校の割合（教科と教科外を含む）	100% (2022年度)	100% (毎年度)	1	主な取組
4	屋久島環境文化研修センターにおける2024年度からの延研修受講者数	—	16,000人 (2033年)	1	主な取組
5	みんなの生物多様性サポーター支援における支援件数	39件 (2023年)	139件 (2033年)	1	戦略的な取組
6	有機農産物をよく買う消費者の割合	10% (2019年)	25% (2031年)	1	戦略的な取組
7	自然共生サイト認定数	3か所 (2023年)	20か所 (2030年)	2	戦略的な取組
8	自然公園が県土面積に占める割合	13.9% (2023年)	14.6% (2030年)	2	戦略的な取組
9	県土に占める保護地域及びOECMの面積割合	19% (2023年)	30%以上 (2030年)	2	戦略的な取組
10	再造林面積	1,004ha/年 (2022年度)	1,200ha/年 (2028年度)	2,5,6	主な取組
11	間伐面積	2,042ha/年 (2022年度)	2,400ha/年 (2024～2028年度)	2,5,6	主な取組
12	民有林保安林面積	63,037ha (2022年度)	69,757ha (2033年度)	2	主な取組
13	松くい虫被害率	0.3% (2022年度)	1%未満に抑止 (毎年度)	2	主な取組
14	水質汚濁に係る環境基準の達成率	河川 BOD : 95.2% 湖沼 COD : 75.0% 海域 COD : 70.8% (2022年度)	河川 BOD : 100% 湖沼 COD : 100% 海域 COD : 100% (2030年度)	2,5	主な取組
15	収蔵資料の充実（県立博物館）	登録資料点数 162,425点 (2022年)	年500～1,000点の登録資料追加及び資料の積極的なアーカイブ化 (毎年)	3	戦略的な取組
16	県内の自然や生物多様性等に関わる企画展の実施	7回/年 (2023年)	企画展の継続 (毎年)	3	戦略的な取組
17	根絶に成功した特定外来生物の種数	0種 (2023年)	2種 (2033年)	3	戦略的な取組
18	県本土及び種子島のニホンジカ生息密度	7.3頭/km <sup>2</sup> (2022年度)	6頭/km <sup>2</sup> (2026年度)	3	戦略的な取組
19	イノシシによる年間農林業被害額	1.6億円 (2022年度)	1億円以下 (2026年度)	3	戦略的な取組
20	生息・生育環境の悪化を理由に鹿児島県レッドリストに掲載されている絶滅危惧種の数	1,435種 (2023年)	1,435種以下 (2033年)	3	戦略的な取組
21	指定希少野生動植物の種数（国内希少野生動植物種に指定されたことにより、指定が解除された種も含む）	52種 (2022年)	75種 (2033年)	3	主な取組
22	鹿児島県動物愛護管理推進計画における犬・猫の殺処分頭数	369頭 (2022年度)	350頭以下 (2030年度)	3	主な取組
23	環境文化の書き書きを実施・活用した自然公園数	6公園 (2023年)	16公園 (2033年)	4	戦略的な取組
24	環境文化の書き書きに取り組む団体数	17団体 (2022年)	50団体 (2033年)	4	戦略的な取組
25	化学農薬の使用量	34kg/ha (2019年)	31kg/ha (2030年)	5	戦略的な取組
26	化学肥料の使用量	272kg/ha (2016年)	218kg/ha (2030年)	5	戦略的な取組
27	有機農業取組面積	999ha (2019年)	2,000ha (2031年)	5	戦略的な取組
28	有機JAS認証取得割合	80% (2019年)	90% (2031年)	5	戦略的な取組
29	GAP制度（K-GAP, JGAP, ASIAGAP, GLOBAL G.A.P.）認証取得件数	566件 (2022年度)	590件 (2027年度)	5	主な取組
30	青年林業士の認定	6人程度/年	6人/年 (毎年度)	5	主な取組
31	森林環境教育参加者の意識の変化・向上	100% (2022年度)	100% (毎年度)	5	主な取組
32	地域住民等による森林保全活動の取組を実施した地区数	4地区 (2020～2022年度)	10地区 (2020～2024年度)	5	主な取組
33	奄美群島エコツーリズム推進協議会による認定ガイドの人数	161人 (2022年度)	260人 (2028年度)	7	主な取組

